

重要病害虫発生時対応基本指針（平成24年 5 月17日付け24消安第650号消費・安全局長通知）新旧対照表

改 正 後	改 正 前
第2 定義 この基本指針で「重要病害虫」とは、新たに国内に侵入し、又は既に国内の一部に存在している有害動物又は有害植物（以下「有害動植物」という。）のうち、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 なお、国内に存在していることの確認に当たっては、「日本植物病名目録」（日本植物病理学会編）、「農林有害動物・昆虫名鑑」（日本応用動物昆虫学会編）等を参照するものとする。 （1）植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表1の2、別表2、<u>別表2の2</u>及び別表7に掲げる有害動植物 （2）～（4）（略） 第3 事前の準備 1 連絡体制の構築等 （1）・（2）（略） 2 <u>要員及び資材</u>の確保 （1）植物防疫所（<u>那覇植物防疫事務所を含む。以下同じ。</u>）及び都道府県は、重要病害虫の発見後、直ちに発生調査や防除が講じられるよう、対応可能な要員のリストアップを行うものとする。 （2）植物防疫所は、重要病害虫の発生に備え、調査や防除に必要なトラップ、誘引剤等の資材を<u>確保するとともに、当該資材の確保のために必要な体制の整備に努めるものとする。</u> 3 情報の収集・共有 （1）・（2）（略） （3）国は、（1）及び（2）により収集した情報を整理し、重要病害虫の防除に関して有益と認められる情報を都道府県に周知するものとする。また、都道府県は、これらの情報について、<u>農業者等</u>が必要なものを整理して提供するものとする。 4 （略） 第4 重要病害虫の発見・報告 1 侵入警戒調査等の実施 （1）（略） （2）植物防疫所及び都道府県は、（1）により侵入警戒調査を実施するほか、重要病害虫の発見を早期に把握するため、発生予察事業等の調査及び<u>農業者等</u>への防除指導を通じて、管轄する地域内に生息している有害動植物の種類やその被害状況等についての情報を収集するものとす	第2 定義 この基本指針で「重要病害虫」とは、新たに国内に侵入し、又は既に国内の一部に存在している有害動物又は有害植物（以下「有害動植物」という。）のうち、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 なお、国内に存在していることの確認に当たっては、「日本植物病名目録」（日本植物病理学会編）及び「農林有害動物・昆虫名鑑」（日本応用動物昆虫学会編）を参照するものとする。 （1）植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表1の2、別表2及び別表7に掲げる有害動植物 （2）～（4）（略） 第3 事前の準備 1 連絡体制の構築等 （1）・（2）（略） 2 <u>資材及び要員</u>の確保 （1）植物防疫所及び都道府県は、重要病害虫の発見後、直ちに発生調査や防除が講じられるよう、対応可能な要員のリストアップを行うものとする。 （2）植物防疫所（<u>那覇植物防疫事務所を含む。以下同じ。</u>）は、重要病害虫の発生に備え、調査や防除に必要なトラップ、誘引剤等の資材を<u>確保するよう努めるものとする。</u> 3 情報の収集・共有 （1）・（2）（略） （3）国は、（1）及び（2）により収集した情報を整理し、重要病害虫の防除に関して有益と認められる情報を都道府県に周知するものとする。また、都道府県は、これらの情報について、<u>生産者等</u>が必要なものを整理して提供するものとする。 4 （略） 第4 重要病害虫の発見・報告 1 侵入警戒調査の等の実施 （1）（略） （2）植物防疫所及び都道府県は、（1）により侵入警戒調査を実施するほか、重要病害虫の発生を早期に把握するため、発生予察事業等の調査及び<u>生産者</u>への防除指導を通じて、管轄する地域内に生息している有害動植物の種類やその被害状況等についての情報を収集するものとす

重要病害虫発生時対応基本指針（平成24年 5 月17日付け24消安第650号消費・安全局長通知）新旧対照表

る。	る。
（3）植物防疫所及び都道府県は、（1）及び（2）の調査等の結果、新たな有害動植物の発生の疑いがあると認めるときは、遅滞なくその情報を共有するものと <u>し、植物防疫所は当該情報を別記様式1により速やかに農林水産省消費・安全局植物防疫課（以下「植物防疫課」という。）宛て報告するものとする。</u>	（3）植物防疫所及び都道府県は、（1）及び（2）の調査等の結果、新たな有害動植物の発生の疑いがあると認めるときは、遅滞なくその情報を共有するものと <u>する。</u>
2 発見された有害動植物の同定	2 発見された有害動植物の同定
（1）（略）	（1）（略）
（2）都道府県は、1の調査等で発見された有害動植物の同定を自ら行うことが困難であると判断した場合、速やかに植物防疫所又は大学・試験研究機関等に同定を依頼するものとする。 なお、都道府県は、大学・試験研究機関等に同定を依頼した有害動植物が重要病害虫である可能性があるときは、遅滞なくその旨を <u>植物防疫課</u> 宛て報告するものとする。	（2）都道府県は、1の調査等で発見された有害動植物の同定を自ら行うことが困難であると判断した場合、速やかに植物防疫所又は大学・試験研究機関等に同定を依頼するものとする。 なお、都道府県は、大学・試験研究機関等に同定を依頼した有害動植物が重要病害虫である可能性があるときは、遅滞なくその旨を <u>農林水産省消費・安全局植物防疫課（以下「植物防疫課」という。）</u> 宛て報告するものとする。
3 発見の報告	3 発見の報告
<u>都道府県は、2の同定の結果、当該有害動植物が重要病害虫に該当すると判明した場合又は該当することが疑われる場合には、速やかに、有害動植物の名称、発見した日時、発見した場所、発見した植物名、被害状況等の情報を別記様式2により植物防疫課宛て報告するものとする。また、植物防疫所が侵入警戒調査等において重要病害虫を発見した場合も同様に報告するものとする。</u> ただし、都道府県は、当該重要病害虫が第2の（1）の重要病害虫である場合には、植物防疫課への報告とともに、植物防疫法関係事務に係る処理基準（平成12年4月11日付け12農産第2652号農林水産事務次官依命通知）により、法第21条に基づく農林水産大臣への報告を行うものとする。	植物防疫所及び都道府県は、2の同定の結果、当該有害動植物が重要病害虫に該当すると判明した場合又は該当することが疑われる場合には、速やかに、有害動植物の名称、発見した場所、発見した植物名等の情報を植物防疫課宛て報告するものとする。 ただし、都道府県は、当該重要病害虫が第2の（1）の重要病害虫である場合には、植物防疫課への報告とともに、植物防疫法関係事務に係る処理基準（平成12年4月11日付け12農産第2652号農林水産事務次官依命通知）により、法第21条に基づく農林水産大臣への報告を行うものとする。
第5 初動対応	第5 初動対応
1 発生状況等の調査	1 発生状況等の調査
（1）植物防疫課は、第4の3の報告があった場合は、 <u>被害状況等に鑑み、植物防疫所に対し、当該重要病害虫の発生状況等の調査を速やかに行うよう指示するとともに、都道府県に対し、植物防疫所と連携して調査を実施するよう要請するものとする。</u>	（1）植物防疫課は、第4の3の報告があった場合は、植物防疫所に対し、当該重要病害虫の発生状況等の調査を速やかに行うよう指示するものとする。
（削る。）	（2）植物防疫課は、（1）の調査の実施に当たり、都道府県の協力が必要な場合には、都道府県に対し、 <u>植物防疫所と連携して調査を実施するよう要請を行うものとする。</u>
（2）都道府県は、植物防疫課から（1）の要請があった場合には、植物防疫所と連携して（1）の調査を実施するものとする。	（3）都道府県は、植物防疫課から（2）の要請があった場合には、植物防疫所と連携して（1）の調査を実施するものとする。
（3）植物防疫所は、（1）により指示があった調査を実施し、その結果について、次の項目を速や	（4）植物防疫所は、（1）により指示があった調査を実施し、その結果について、次の項目を速や

重要病害虫発生時対応基本指針（平成24年5月17日付け24消安第650号消費・安全局長通知）新旧対照表

かに植物防疫課宛て報告するものとする。 ① 発見の経緯 ② 発生・被害植物 ③ 発生・被害状況（発生地域、発生・被害面積等） ④ 発生地域及びその周辺地域における宿主（寄主）植物の栽培状況（分布状況） ⑤ 発生の原因（発生・被害植物の由来等） ⑥ 試料・標本の保存、管理状況 ⑦ その他の必要事項	かに植物防疫課宛て報告するものとする。 ① 発見の経緯 ② 発生・被害植物 ③ 発生・被害状況（発生地域、発生・被害面積等） ④ 発生地域及びその周辺地域における宿主（寄主）植物の栽培状況（分布状況） ⑤ 発生の原因（発生・被害植物の由来等） ⑥ 試料・標本の保存、管理状況 ⑦ その他の必要事項
（4）植物防疫課は、（3）の報告を受けた結果、当該重要病害虫が第4の3の報告があった地域以外の地域にも発生しているおそれがある場合等、追加調査を実施する必要があると判断した場合には、植物防疫所に追加調査を実施するよう指示するものとする。 なお、追加調査の実施に当たっては、（1）から（3）までを準用するものとする。	（5）植物防疫課は、（4）の報告を受けた結果、当該重要病害虫が第4の3の報告があった地域以外の地域にも発生しているおそれがあるため、追加調査を実施する必要があると判断した場合には、植物防疫所に追加調査を実施するよう指示するものとする。 なお、追加調査の実施に当たっては、（2）から（4）までを準用するものとする。
2 初動防除の実施 （1）植物防疫課は、第4の3により報告があった重要病害虫について、そのまん延を防止するため迅速な対応が必要であると判断した場合には、植物防疫所に対し、第6の2による防除対策の決定までの応急的な措置として農薬散布、当該重要病害虫が付着し、又は付着しているおそれがある植物の除去等の防除（以下「初動防除」という。）を実施するよう指示するとともに、都道府県に対し、植物防疫所と連携して初動防除を実施するよう要請を行うものとする。	2 初動防除の実施 （1）植物防疫課は、第4の3により報告があった重要病害虫について、そのまん延を防止するため迅速な対応が必要であると判断した場合には、植物防疫所に対し、第6の2による防除対策の決定までの応急的な措置として農薬散布又は被害植物の除去等の防除（以下「初動防除」という。）を実施するよう指示するものとする。
（2）都道府県は、植物防疫課から（1）の要請があった場合には、植物防疫所と連携して初動防除を実施するものとする。	（新設）
（3）植物防疫所は、（1）により植物防疫課から初動防除の指示があった場合には、初動防除を実施する園地等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）に対し、防除の概要及び必要性等を説明し、その了解を得て防除を実施するものとする。	（2）植物防疫所は、（1）により植物防疫課から初動防除の指示があった場合には、初動防除を実施する園地等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）に対し、防除の概要及び必要性等を説明し、その了解を得て防除を実施するものとする。 <u>ただし、所有者等の了解を得ることができない場合には、法第4条第2項の規定に基づき、所有者等に対して処分を行うよう命ずるものとする。</u>
（削る。）	（3）植物防疫課は、初動防除の実施に当たり、都道府県の協力が必要な場合には、都道府県に対し、植物防疫所と連携して防除を実施するよう要請を行うものとする。
（削る。）	（4）都道府県は、植物防疫課から（3）の要請があった場合には、植物防疫所と連携して初動防除を実施するものとする。
3 （略）	3 （略）
4 現地対策検討会議の開催 （1）植物防疫課は、重要病害虫リスク分析の結果に応じ、発生した重要病害虫に対して法第17条	（新設）

重要病害虫発生時対応基本指針（平成24年5月17日付け24消安第650号消費・安全局長通知）新旧対照表

<u>第1項の規定に基づく防除等の特別な防除が必要でない</u>と判断した場合は、植物防疫所に対し<u>初動防除</u>を取りやめるよう指示するとともに、都道府県に対して農業者等に対する防除指導を徹底するよう要請するものとする。	
<u>（2）植物防疫課は、（1）により要請を行う場合は、現地対策検討会議を開催し、発生した重要病害虫に対する防除方針を決定するものとする。</u>	
第6 防除対策の決定・実施	第6 防除対策の決定・実施
1 対策検討会議の開催	1 対策検討会議の開催
（1）農林水産省は、第5の調査、<u>重要病害虫リスク分析等</u>の結果を踏まえ、発生した重要病害虫に対して<u>法第17条第1項の規定に基づく防除等</u>の特別な防除が必要となることが想定されると判断した場合には、その防除対策を検討するための会議（以下「対策検討会議」という。）を開催するものとする。	（1）農林水産省は、第5の調査及び重要病害虫リスク分析の結果を踏まえ、発生した重要病害虫に対して<u>法第17条に基づく緊急防除等</u>の特別な防除が必要となることが想定されると判断した場合には、その防除対策を検討するための会議（以下「対策検討会議」という。）を開催するものとする。
（2）・（3）（略）	（2）・（3）（略）
2 （略）	2 （略）
3 防除の実施	3 防除の実施
（1）（略）	（1）（略）
（2）植物防疫課は、（1）により植物防疫所が防除を実施するに当たって都道府県の協力が必要であると判断した場合には、都道府県に対し、植物防疫所と連携して防除を実施するよう要請等を行うものとする。	（2）植物防疫課は、（1）により植物防疫所が防除を実施するに当たって都道府県の協力が必要であると判断した場合には、都道府県に対し、植物防疫所と連携して防除を実施するよう要請等を行うものとする。
（3）（略）	（3）（略）
（4）植物防疫所及び都道府県は、防除の実施に当たり、所有者等に対して防除対策の概要及び必要性等を説明し、防除への協力<u>等</u>を求めるものとする。	（4）植物防疫所及び都道府県は、防除の実施に当たり、所有者等に対して防除対策の概要及び必要性等を説明し、防除への協力を求めるものとする。
（5）（略）	（5）（略）
4 （略）	4 （略）
5 発生の公表及び報告	5 発生の公表及び報告
（1）農林水産省及び都道府県は、重要病害虫の発生が認められた場合には、発生の事実及び被害状況や防除対策等の情報を<u>遅くとも防除対策の決定までに</u>公表するものとする。	（1）農林水産省及び都道府県は、重要病害虫の発生が認められた場合には、発生の事実及び被害状況や防除対策等の情報を<u>必要に応じて</u>公表するものとする。
（2）・（3）（略）	（2）・（3）（略）

重要病害虫発生時対応基本指針（平成24年5月17日付け24消安第650号消費・安全局長通知）新旧対照表

第7 その他

(1)～(3) (略)

(4) 植物防疫課は、特に国内農業に甚大な被害を与えることが明らかな重要病害虫について、平時及び発生時において講ずべき措置を定める防疫指針を策定するものとする。

別記様式1（第4関係）

課長	室長		

年 月 日

農林水産省消費・安全局
植物防疫課 宛

〇〇植物防疫（事務）所

重要病害虫発生時対応基本指針第4の1に基づく報告の一覧表について

侵入警戒調査、発生予察事業等の調査等の結果、新たな有害動植物の発生の疑いがあると認められるので下記のとおり報告します。

記

情報入手機関	情報入手年月日	寄主/宿主植物	同定状況

(注) 一覧表の更新があった場合はその都度、報告するものとする。

別記様式2（第4関係）

第7 その他

(1)～(3) (略)

(4) 農林水産省は、特に国内農業に甚大な被害を与えることが明らかな重要病害虫について、平時及び発生時において講ずべき措置を定める防疫指針を策定するものとする。

(新設)

(新設)

重要病害虫発生時対応基本指針（平成24年5月17日付け24消安第650号消費・安全局長通知）新旧対照表

課長	室長		

年 月 日

農林水産省消費・安全局

植物防疫課 宛

（〇〇農政局経由）

（ 〇〇植物防疫（事務）所
〇〇都道府県植物防疫主務部 ）

重要病害虫発生時対応基本指針第4の3に基づく発見の報告について

侵入警戒調査、発生予察事業等の調査において発見した有害動植物を同定した結果、重要病害虫発生時対応基本指針に定義される重要病害虫に該当する又は該当する疑いがあるので、基本指針第4の3に基づき、下記のとおり報告します。

記

（1）有害動植物の名称	
（2）発見した日時	
（3）発見した場所	
（4）発見した植物名※	
（5）被害状況	
（6）その他	

※ 誘引剤等の名称の記載も可とする